（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第二十七条　法第三十八条第四項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第一条の五第四号ラ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第十号ルから力までに掲げる行為

二～九　（略）

（監視地区内における届出を要しない行為）

第三十条　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ハ～ホ　（略）

四・五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　第一条の五第四号ウ又は第二十五条第十号ルから力までに掲げる行為

ロ～ヌ　（略）

七　（略）

（補償請求書）

第三十二条　法第四十四条第二項（法第四十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

（認定保護増殖事業の公示の方法）

第三十四条　法第四十六条第四項の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　法第四十六条第四項前段の規定による公示を行う場合　認定を受けた保護増殖事業を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護増殖事業の事業計画

二　法第四十六条第四項後段の規定による公示を行う場合　認定を取り消された保護増殖事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（削る）

（法第四十八条の二第三項の証明書の様式）

第三十五条　法第四十八条の二第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

第四章　認定希少種保全動植物園等

（飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設の基準）

第三十六条　法第四十八条の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第二十七条　法第三十八条第四項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第一条の二第四号ラ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第十号ルから力までに掲げる行為

二～九　（略）

（監視地区内における届出を要しない行為）

第三十条　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ～ホ　（略）

四・五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　第一条の二第四号ウ又は第二十五条第十号ルから力までに掲げる行為

ロ～ヌ　（略）

七　（略）

（補償請求書）

第三十二条　法第四十四条第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

（認定保護増殖事業の公示）

第三十四条　法第四十六条第四項前段の規定による公示は、認定を受けた保護増殖事業を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護増殖事業の事業計画を官報に公示して行うものとする。

（新規）

2　法第四十六条第四項後段の規定による公示は、認定を取り消された保護増殖事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を官報に公示して行うものとする。

（新規）

（新規）

（新規）